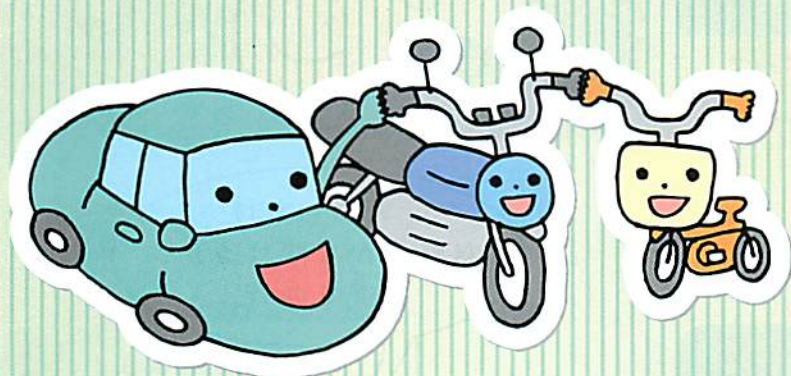


# 自 転 車 の 交 通 安 全 ル ー ル フ ッ ク

## じてんしゃ 自 転 車 は 「 軽 車 両 」 くるま なかま 車の仲間だよ！ けいしゃりょう



〔自転車は車両（軽車両）〕

道路交通法第2条第1項第8号及び第11号

自転車は道路交通法上、「軽車両」といい、自動車やバイクと同じ「車両」と規定されています。

### 自転車安全利用 5 則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



# 決められたところを通行をしないと 交通違反となります

## 【通行区分】

道路交通法第17条第1項

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

## 【左寄り通行等】

道路交通法第18条第1項

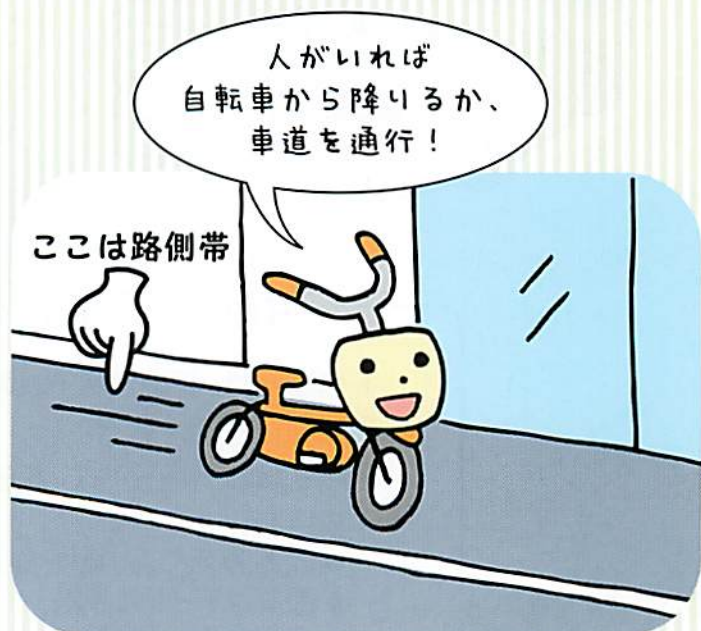
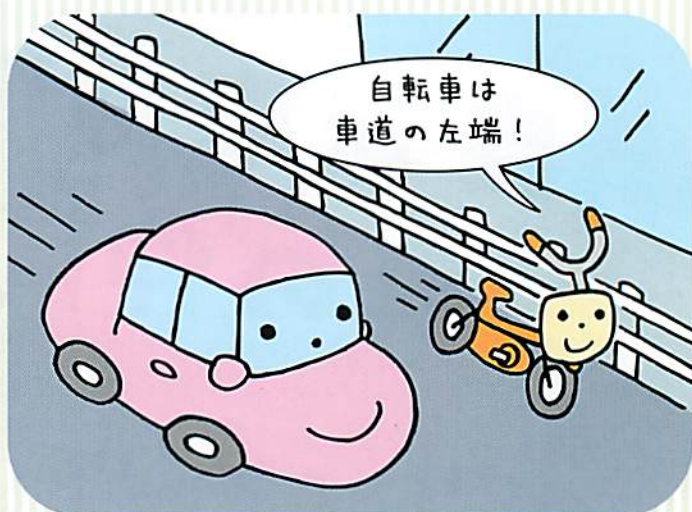
自転車は道路の左側端に寄って道路を通行しなければならない。

## 【軽車両の路側帯通行】

道路交通法第17条の2

罰則:2万円以下の罰金又は料料

自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、路側帯を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。



路側帯

車道

←図のような歩行者用路側帯は自転車での通行ができません。自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄りを通行しましょう。

# 歩道を通行できる場合でも、 守るべき交通ルールがあります

## 【普通自転車の歩道通行】 道路交通法第63条の4第1項

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合。
  - 自転車を運転している人が
    - ・13歳未満の子ども
    - ・70歳以上の高齢者
    - ・身体の不自由な人の場合。
  - 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。
- 歩道を通行することができる。



## 【普通自転車の歩道通行】 道路交通法第63条の4第2項

**罰則:2万円以下の罰金又は料料**

- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道よりの部分を通行しなければならない。
- 歩道を通行する場合、すぐ停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車通行指定部分がある時は、指定部分を通行しなければならない。
- 自転車通行指定部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行すること。



## …ながら運転はやめましょう

次のような行為をしながらの運転は、注意が散漫になる、安定を失うおそれがあるなど大変危険なので絶対にやめましょう!

### 【遵守事項】

大阪府道路交通規則第13条 罰則:5万円以下の罰金

- かさやさし、物をつづ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。
- 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- 警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

※大音量～警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量



## 自転車点検をしましょう

自転車に乗る前には、点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。

### TSMマークとは?

- 自転車安全整備店で点検を受けると「TSMマーク」を貼ってもらえます。
- 「TSMマーク」には、点検日から1年間有効な賠償責任・傷害保険がついています。  
(料金等詳しくはお近くの自転車安全整備店でお尋ね下さい。)



自転車安全整備店の看板



青色TSMマーク

#### 傷害保険

- 入院15日以上 (一律) 1万円
- 死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 30万円

#### 賠償責任保険

- 死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 1,000万円



赤色TSMマーク

#### 傷害保険

- 入院15日以上 (一律) 10万円
- 死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 100万円

#### 賠償責任保険

- 死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 2,000万円

# 交差点の通行方法や横断方法にも決まりがあります

## 【自転車の横断の方法】 道路交通法第63条の6

近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければならない。

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはならない。



## 【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条

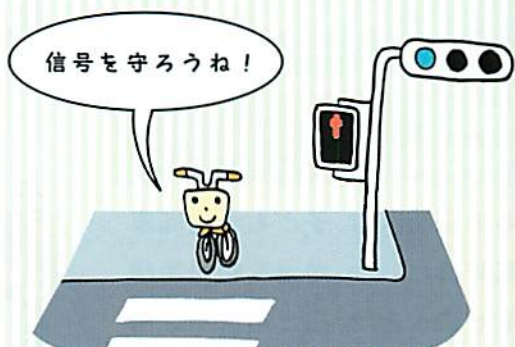
罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

道路を通行する場合には、信号機の表示する信号に従わなければならない。

## 【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条、第4条第4項 道路交通法施行令第2条第4項

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

人の形の記号がある信号灯器に『歩行者・自転車専用』の標示板が設置されている場合は、その信号灯器に従わなければならない。



※横断歩道を通行する自転車は、人の形の記号のある信号灯器に従わなければならない。

## 【指定場所における一時停止】 道路交通法第43条

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければならない。



# 自転車は1人乗りの乗りものです

## 【乗車の制限】

道路交通法第57条第2項  
大阪府道路交通規則第11条

罰則：2万円以下の罰金又は料料

2輪の自転車の乗車人員は1人を、3輪の自転車の乗車人員は乗車装置に応じた人員を越えないこと。

ただし、16歳以上の運転者が

- ・6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- ・6歳未満の幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- ・4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合  
(幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合を除く)

はこの限りではない。

※幼児二人同乗用自転車に乗車するときは、安全ロックを解除するなど、その使用方法に従って安全に使用しましょう。  
幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準であるSGマークやBAAマークなどの付いた安全な自転車を利用しましょう。



普通の自転車



幼児二人同乗用自転車



子どもの安全を考えて  
正しく自転車に  
のろうね



# ヘルメットをかぶりましょう

## 【遵守事項】

道路交通法第63条の10

子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



幼児二人同乗用自転車

# 夜の無灯火運転は交通違反です

## 【車両等の灯火】

道路交通法第52条第1項  
大阪府道路交通規則第10条第1号

罰則：5万円以下の罰金

夜間(日没から日の出までの間)、通行する場合は、前照灯をつけなければならない。

ほかの人にも車にも  
ボクが存在が  
わかるんだって!

